

令和2年7月豪雨の発生に伴う仮設建築物等の取扱いについて

1 目的

令和2年7月豪雨の発生を受けたことに伴い、建築基準法（以下、法と呼ぶ）第85条第1項の規定に基づく非常災害区域等の指定を行うことにより、応急仮設建築物等に対する制限の緩和などを行うもの。

2 災害発生日 令和2年7月4日（災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）

3 指定区域 熊本市全域

4 仮設建築物等に関する建築基準法の適用の考え方

項目	内容
法第85条による 制限の緩和概要	<p>1 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害があった場合に、発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの（非常災害区域等）の内において、下記の①～③に該当するものについては、<u>建築基準法令の規定は適用しない。</u>（防火地域は除く） ①災害により破損した建築物の応急の修繕 ②災害発生日から1ヶ月以内に工事着手する地方公共団体等が災害救助のために建築するもの[※] ③災害発生日から1ヶ月以内に工事着手する被災者自らが使用するための30㎡以下の応急仮設建築物 <p>※【災害救助のために建築するもの】 ＝地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設住宅及びその敷地内の付属施設 など</p>
	<p>2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途^{※1}に供する応急仮設建築物、工事現場に設ける現場事務所等^{※2}に対して、<u>建築基準法の規定の一部を適用しない。</u>（ただし、防火・準防火地域で50㎡超えれば62条（屋根）の規定は受ける） <p>※1【官公署その他これらに類する公益上必要な用途】 ＝地方公共団体等が建築する仮設の庁舎、学校、倉庫 など</p> <p>※2【工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物】 ＝被災した家屋の復旧工事のために設けられる一時的な材料置場等 ※工事が完了すれば撤去されるものに限る。下記3項の許可は不要。</p>
	<p>3 項</p> <p>上記の応急仮設建築物を工事完了から3ヶ月を超えて存続させようとする場合は、特定行政庁の許可[※]が必要。（最大2年延長）</p> <p>※許可申請手数料は無料。許可の判断基準については下記5参照。</p>

法第 87 条の 3 による 制限の緩和概要 (用途変更)	1 項	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害区域等内にある建築物の用途を災害発生日から 1 ヶ月以内に変更して災害救助用建築物*として使用する場合、<u>建築基準法令の規定は適用しない。</u>(防火地域は除く) <p>※【災害救助用建築物】 ＝地方公共団体等が災害救助のために設置する応急仮設住宅及びその敷地内の付属施設 など。</p>
	2 項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、建築物の用途を変更して公益的建築物*として使用する場合、<u>建築基準法令の規定の一部を適用しない。</u> <p>※【公益的建築物】 ＝地方公共団体等が設置する学校、集会場 など</p>
	3 項	<p>上記の災害救助用建築物または公益的建築物を用途変更完了から 3 ヶ月を超えて使用する場合は、特定行政庁の許可*が必要。(最大 2 年延長)</p> <p>*許可申請手数料は無料。許可の判断基準については下記 5 参照。</p>
<p>応急仮設建築物を建築した場合または災害救助用建築物、公益的建築物へ用途変更した場合は、工事完了日または用途変更完了日の分かる届け出の提出をお願いいたします。</p>		

5 3 ヶ月を超えた応急仮設建築物等の存続・使用を見越した建設に係る注意事項について

法第 85 条第 3 項および法第 87 条の 3 第 3 項に基づく許可の判断基準
(消防法等、他法令の規定については、所管部署に事前に確認する事)

① 一般 (②に該当する建築物を除く。)

それぞれの第 4 項の許可要件である『安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める』ことの判断基準は、次のとおりとする。ただし、法第 25 条 (大規模の木造建築物等の外壁等)、法第 27 条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物) 若しくは法第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要構造部) の規定が適用される建築物又は工場及び危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物を除く。(これらの建築物については、個別に安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて判断することとする。)

「安全上」	(1) 建築物の規模が、建築基準法第 6 条第 1 項の 2 号及び 3 号物件は構造計算により安全が確かめられたものであること			
	(2) 建築物の規模が建築基準法第 6 条第 1 項の 2 号及び 3 号物件以外の場合、建築士が設計及び工事監理したもの			
「防火上」	外壁 軒裏	防火地域	延焼の恐れのある部分	防火構造以上であること。ただし、50 m ² 以内の平屋の付属建築物については不燃材料で覆われていれば可。
			それ以外の部分	不燃材料で覆われていること。

	準防火地域	延焼の恐れのある部分	不燃材料で覆われていること。 ただし、防火上支障がない場合はこの限りではない。
	開口部	不燃材料で造られていること（網入りは不要）。	
	屋根	不燃材料で覆われていること。	
	その他の主要構造部	不燃材料で造ること。ただし、防火地域以外で、2階建て以下のものは木造でも可。	
「衛生上」	法第19条第1項から第4項に適合すること。		

② 就寝を伴う用途の特殊建築物

就寝を伴う用途の特殊建築物（病院、社会福祉施設等）の場合の判断基準は、①に加えて次を標準とする。

「防火上」	令第114条第1項（界壁）	共同住宅は、界壁の構造を満足すること。
	法第35条の2 （特殊建築物等の内装）	火気使用室については、政令に定める技術的基準に従ってその壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすること。
「その他」	令第126条の2および3 （排煙設備）	令第126条の3に定める排煙設備を設けること。
	令第126条の4および5 （非常用の照明装置）	避難経路には非常用照明を設けること。ただし、対象の居室が避難経路を介さずに外部に避難できる場合を除く。

※上記は、法第85条第1項（応急仮設建築物）および法第87条の3第1項（災害救助用建築物）の規定による建築物を対象としており、法第85条第2項（応急仮設建築物）および法第87条の3第2項（公益的建築物）の規定による建築物の場合は、法適合義務の部分以外について、その考え方を準用する。